

消防法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は

2021年12月31日

までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に2021年12月31日
までに交換してください！

旧規格

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

新規格



普通火災用



油火災用



電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

消防法令に基づいて設置されている 旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、次の内容を確認して下さい。

適応火災マークを確認してください！

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用



油火災用



電気火災用

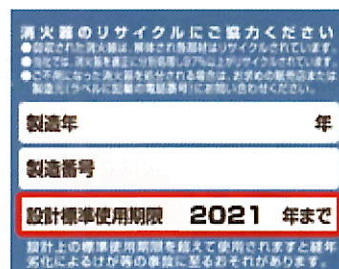
消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭等に自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

なお、新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格です。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センター（03-5829-6773）、京都消防設備協会（075-231-7601）の電話またはホームページでご確認できます。

ご注意ください！消火器の点検や交換に関するトラブル

各地で、突然訪問して詳細な説明もなく、消火器の点検や書類作成を行い、費用を請求される事案が多発しています。悪質な点検業者の訪問をはっきりと断れるよう、消火器の点検時期や内容、契約業者等を確認し、職場内で周知徹底してください。

また、不審な点があれば、その場で（一社）京都消防設備協会や近くの消防署に問合せしましょう。